

# 船舶事故調査報告書

平成24年11月22日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年3月14日 14時50分ごろ
発生場所	長崎県平戸市宮ノ浦漁港西方沖 平戸市所在の宮ノ浦港西防波堤灯台から真方位284° 1,400m付近 （概位 北緯33° 11.6′ 東経129° 20.4′）
事故調査の経過	平成24年3月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <sup>てんじん</sup> 天神丸、9.1トン NS2-23232（漁船登録番号）、個人所有 14.98m (Lr) × 3.03m × 1.09m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、平成12年10月20日 B 漁船 <sup>まるみや</sup> 丸宮号、0.9トン NS3-507431（漁船登録番号）、個人所有 6.21m (Lr) × 1.72m × 0.87m、FRP ディーゼル機関、26kW（動力漁船登録票による）、平成15年7月30日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 56歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年3月3日 免許証交付日 平成19年7月17日 （平成25年2月11日まで有効） B 船長B 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年9月5日 免許証交付日 平成22年6月16日 （平成27年11月14日まで有効）
死傷者等	A なし B 死亡 1人（船長B）
損傷	A 船底部に擦過傷及びプロペラ翼曲損

	B 左舷中央部外板に破口及び操舵室囲壁脱落並びに機関が濡損（全損処理）
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか2人の甲板員が乗り組み、船長Aが操舵室の椅子に腰を掛けて手動操舵に当たり、宮ノ浦漁港西方沖を約15.5ノットの速力で宮ノ浦漁港に向けて東進した。</p> <p>A船は、船首が浮上して船首方に死角が生じていた。</p> <p>船長Aは、航行方向に他船を認めなかったため、操舵室天井窓から頭を出すなどして船首死角を補う見張りを行わずに航行していたところ、平成24年3月14日14時50分ごろ、宮ノ浦漁港西方沖において、A船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、衝突した瞬間、何かが砕けるような音が聞こえ、船体に振動を感じ、とっさにクラッチを中立としたのち、機関を後進にかけて停止し、前方を見たところ、転覆したB船を認めた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、宮ノ浦漁港西方沖でひき縄漁を行っていたところ、B船の左舷中央部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、B船付近の海面でうつ伏せ状態で漂流しているところをA船に救助されて宮ノ浦漁港に向かい、救急車で病院へ搬送され、死亡が確認された。船長Bの死因は、溺水と検案された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>船長Aは、GPSプロッターと0.5海里（M）レンジとしたレーダーを使用していたが、レーダーではB船を探知することはできなかった。</p> <p>船長Aは、ふだん、操舵室天井窓から頭を出したり、船首を左右に振ったりするなどして船首死角を補う見張りを行っていた。</p> <p>船長Aは、衝突直前、宮ノ浦漁港方向を見ていた。</p> <p>船長Aは、操業を終えて入港前であったため、気が緩んでいた。</p> <p>船長Aは、日中は目視8、レーダー2の割合で見張りを行っていた。</p> <p>A船の甲板員の2人は、操舵室の床に腰を下ろして休んでいた。</p> <p>A船の船首浮上の状況は、船長Aが操舵室の椅子に腰を掛けた状態でへさきから約3～4m手前付近に水平線が見えていた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>B船は、本事故前にひき縄漁をしているところを僚船に目撃された。</p> <p>事故発生場所は、宮ノ浦漁港の西方0.8M付近であり、北方の平戸市中ノ島、南方の平戸市高島に挟まれた幅約350mの海域の中ノ島寄りであった。</p>
分析 乗組員等の関与	A あり、B 不明

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B 不明 A なし、B 不明</p> <p>A船は、宮ノ浦漁港西方沖を東進中、船長Aが、航行方向に他船を認めなかったため、操舵室天井窓から頭を出すなどして船首死角を補う見張りを行っていなかったことから、ひき縄漁中のB船に向けて航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、宮ノ浦漁港西方沖でひき縄漁中、A船と衝突した可能性があると考えられる。</p> <p>船長Bの死因は、溺水であった。</p> <p>船長Bは、転覆したB船付近の海面でうつ伏せ状態で漂流しているところを発見されたことから、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、宮ノ浦漁港西方沖において、A船が東進中、B船がひき縄漁中、船長Aが船首死角を補う見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中、船首死角が生じる場合は、船首死角を補う措置を講じ、他船を見落とさないこと。</li> <li>・救命胴衣を着用すること。</li> </ul>